
今月のテーマ 消費税の任意中間申告制度

平成 24 年 8 月に消費税法が改正され、任意で消費税の中間申告ができる制度が創設されました。申告時期に一度に消費税を納付するのではなく、半年ごとに消費税を半分ずつ納付することができますので、資金負担を楽にすることができます。今回はこの制度についてご紹介いたします。

1. 通常の間申申告制度

直前課税期間の確定消費税等の額(地方消費税を含みます。以下同じ)が 60 万円である場合には、その年税額に応じて次のように中間申告書の提出と中間納付をしなければなりません。

直前課税期間の確定消費税等の額 = (A)	60万円以下	60万円超～500万円以下	500万円超～6,000万円以下	6,000万円超
中間申告の回数	不要	年1回	年3回	年11回
3月決算法人の場合の中間申告提出・納付期限		11月末	8月末、11月末 翌年2月末	毎月末
中間納付税額		(A) × 1/2	(A) × 1/4	(A) × 1/12

2. 任意の間申申告制度

上記のとおり、直前課税期間の確定消費税等の額が 60 万円である場合には中間申告書の提出及び納税義務はなく、これまでは確定申告終了時に 1 年分の消費税額を一括納付する必要がありました。しかし、下記(1)の届出書を提出することにより、事業者が自ら中間申告書の提出等を行うことができることとなりました。

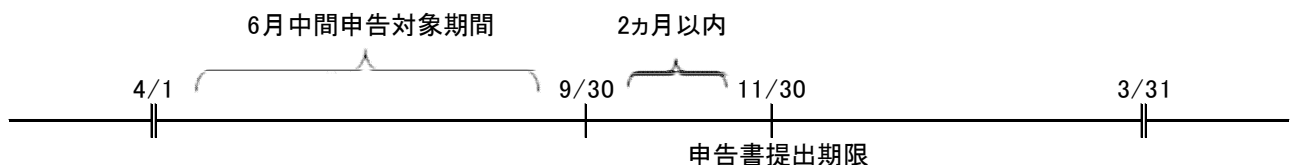
(1) 届出書の提出

期首から 6 ヶ月以内(以下、「6 月中間申告対象期間」といいます。)に納税地を所轄する税務署へ「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出して、本来は中間申告義務がないものあえて申告して納付する意思表示をします。

(2) 申告書提出及び納税

(1)の届出書を提出した事業者は、6 月中間申告対象期間の末日の翌日から 2 ヶ月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を提出するとともに、直前課税期間の確定消費税等の額の 1/2 を納付します。

(3) 具体例(3月決算法人の場合)



(4) 留意点

この届出書を提出したものの、定められた期限内に中間申告しなかった場合には、中間納付税額を納める必要はありません。この場合、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされ、以後任意の中間申告はできないこととなります。

中間申告書を提出しながら納付期限までに納税できなかった場合、中間納付税額に対して延滞税が課せられます。なお、延滞税については Higuchi-Tax News 2014 年 5 月号(No.053)をご参考下さい。

(5) 適用開始時期

この制度は個人事業者の場合は、平成 27 年分から、法人の場合には平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。